

水道工事分担金の見直し

- ①水道工事分担金とは
- ②豊田市水道工事分担金条例
- ③豊田市の運用状況と他市との比較
- ④水道工事分担金の見直し（条例の改正）
- ⑤承認工事の導入と新規補助金交付制度の創出
- ⑥市民ニーズ対応（工期の短縮）

①水道工事分担金とは

● 『水道工事分担金』 って何？

☞ 給水申請等に伴い、新たに水道本管を布設する工事に対して申請者（お客様）から **『水道工事分担金』** として

- ① **工事費**（**実際の局発注工事に要する費用**）と
- ② **事務費**（**局職員の事務に要する費用**）

を合わせた費用を徴収しています。

- ◆ この水道工事分担金については、豊田市水道工事分担金条例、同規程及び同要綱で定められており、工事の種類によって申請者の全額負担、一部負担、負担無しなどのケースがあります。

② 豊田市水道工事分担金条例

- 豊田市水道工事分担金条例は、水道本管布設工事における費用負担（分担金）について定めた条例

● この条例は

昭和46年制定以来、大幅な改正は成されていませんでした。

そこで……

☞ 水道本管の布設に伴う分担金（負担割合）を定めたこの条例について水道本管の整備状況や社会情勢の変化、他市の運用状況などを参考に、分担金の負担割合について見直すことにしました。

豊田市水道工事分担金条例 第2条第2号イ

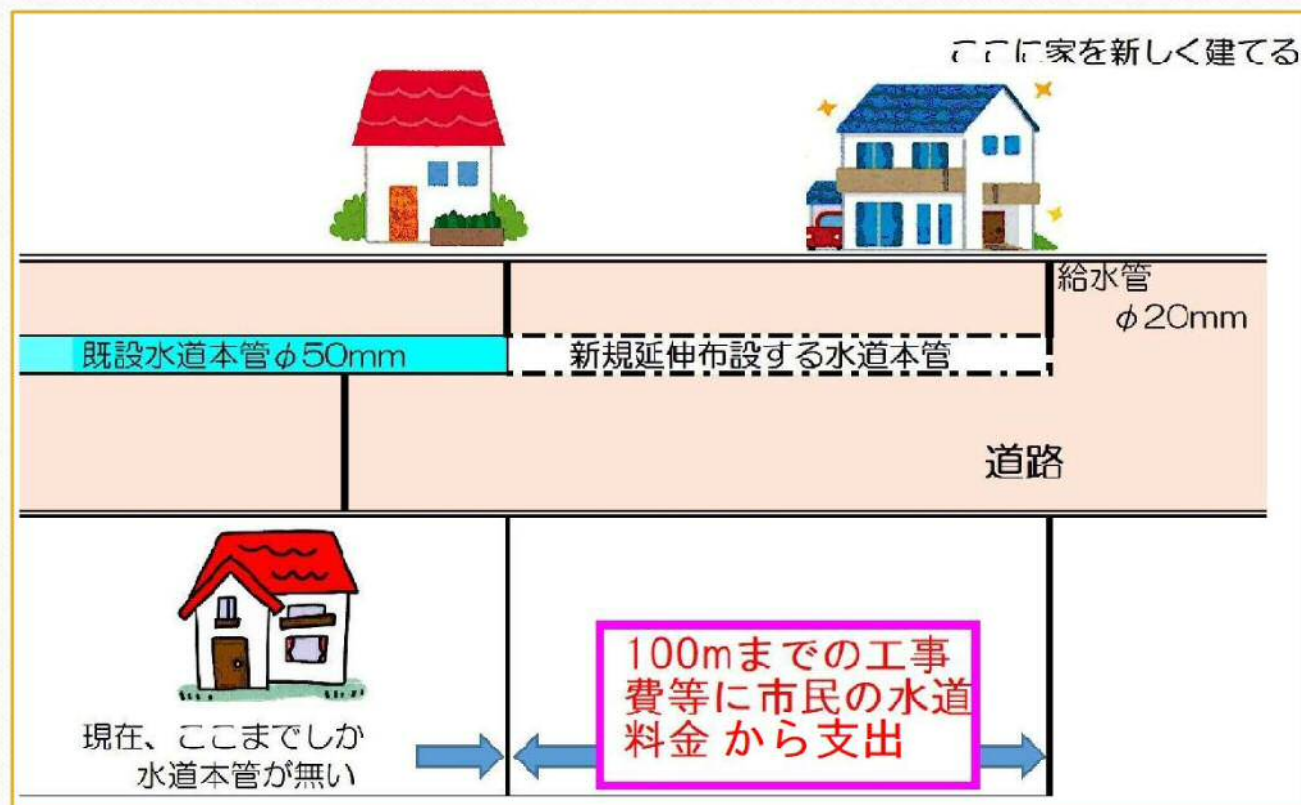
(工事分担金の徴収対象)

公道内にあって、既設配水管より100メートルを超えて布設する配水管

- ☞ 既設の配水管より100m以内で、配水管を布設する場合は布設申請者の負担は無し
- ☞ その費用は、水道を使用している市民の水道料金から支出している

水道管布設費用の負担割合について

現在の運用と課題



水道管が未整備の公道に隣接して家屋を建築するなど、新規に水道管の布設が必要となった場合



☞ 豊田市水道工事分担金条例
既設管より100mまでは申請者の負担はなし(市民の水道料金で支出)



水道を必要とする特定の人に対して手厚いサービスを提供している

③ 豊田市の運用状況と他市との比較

他中核市の水道管布設に関するサービス水準と、新しく水道管(50m)を布設する際に
布設申請者に係る負担額を比較

中核市	水道管布設申請者に対するサービス水準（水道料金負担）	50m布設時の個人負担
○豊田市	100mまで水道料金で支出。100m超過分は84%を水道料金で支出	0円※
○A 市	10mまで水道料金で支出。10m超過分は20%を水道料金で支出	1,280,000円
○B 市	工事費の20%を水道料金から補助金として支出	1,600,000円
○C 市	工事費の50%を水道料金から補助金として支出	1,000,000円
○D 市	50mまで工事費の10%を水道料金から支出	1,800,000円
○E 市	工事費の50%を水道料金から補助金として支出	1,000,000円

●試 算 （豊田市）

※ 1件当り 50m布設するのに約200万円の布設費用全額を、全水道使用者の水道料金で負担している
(1m当り40,000円×50m)

他中核市と比較し、特定の水道管布設申請者に対し、手厚いサービスとなっている

④水道工事分担金の見直し (条例の改正)

豊田市水道工事分担金条例の改正

水道工事分担金の徴収について定めた、本条例を改正し『**受益の公平性**』を確保する

改正前

公道内にあつて、既設配水管より**100メートルを超えて**布設する配水管

改正後

公道内にあつて、既設配水管より**延伸又は分岐して**布設する配水管

⑤承認工事の導入と 新規補助金交付制度の創設

承認工事の導入と新規補助金交付制度の創設

- 水道管布設については、水道法第十五条給水義務により水道事業者は給水区域内需要者に対し、常時水を供給しなければならないこと、また受益の公平性の観点水道管布設費用について、**布設申請者の個人負担と水道料金負担で折半**するもの
- また布設申請者側で工事を実施する**承認工事**を条件付きで導入することとし、ここで、**新規補助金交付制度**を設け水道管布設費用の、**1/2相当を補助金交付**している
- **新規水道管布設費用**

これまでの運用

条例改正に合わせた今後の運用

全ての水道使用者（水道料金）
で負担

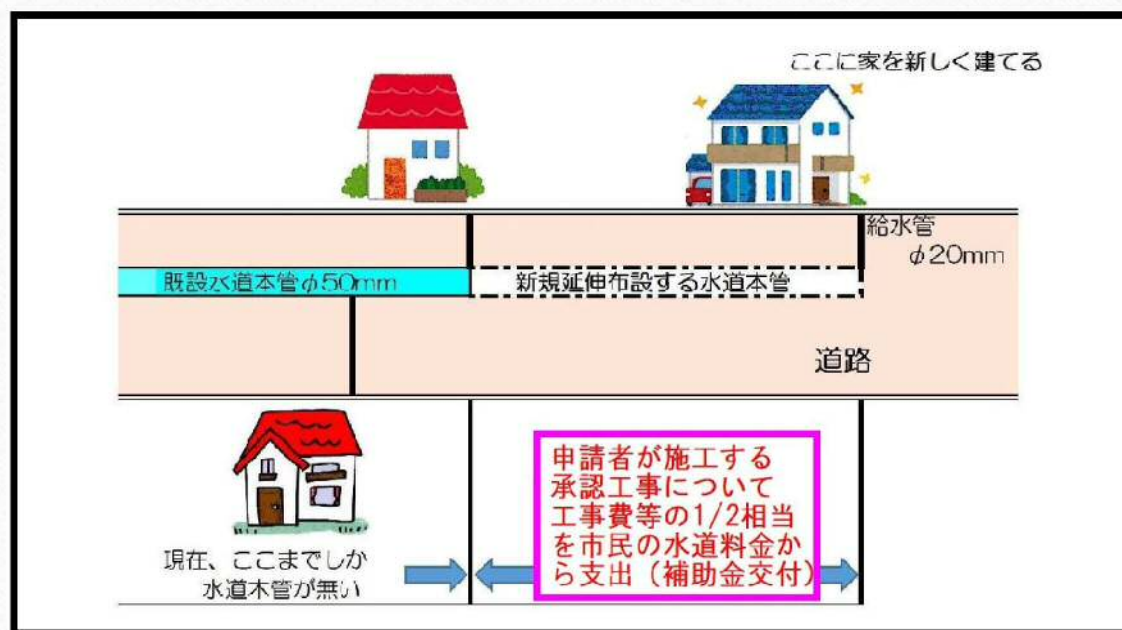


布設申請者負担（1/2相当）
全ての水道使用者（水道料金）負担（1/2相当）

○ 補助金交付の対象

- ☞ 水道管布設申請者が個人で工事を実施する「承認工事」の場合とする
- ☞ 用途別の補助対象は、専用住宅又は店舗兼用住宅とする
- ☞ 補助金交付額は、工事費、材料費、諸経費の1/2相当とする
- ☞ 水道管布設延長50mを上限とする。

今後の運用



個人が**専用住宅**又は**店舗兼用住宅**への給水を目的に、申請が公道内に新たに水道管を布設する場合で

- 承認工事を選択し
- 布設延長50mの範囲で
- 布設費用の1/2相当を補助する

⑥市民ニーズ対応 (工期の短縮)

市民ニーズ対応（工期短縮）

●現在の運用と課題

- 水道管布設申込から布設完了まで**6か月を要している**反面（局発注工事）、新築家屋の建設は概ね3か月程度であることから、**市民の入居希望への対応が困難**な状態である

●対応策（承認工事）

- 6か月を要する要因に、局発注工事が故の事務手続きなどが考えられるため、これを申請者自身が工事発注する「**承認工事**」を条件付きで認めることで、**申込みから使用開始までの期間短縮**をはかる。

現在の日程	申込 ➡ 現場精査 ➡ 設計積算 ➡ 入札契約 ➡ 施工 ➡ 検査・使用可	6か月（局発注工事）
今後の日程	申込 ➡ 施工 ➡ 検査・使用可（補助金交付）	3か月（個人による承認工事）